

議案第116号

公立大学法人大阪定款の一部変更について

公立大学法人大阪定款の一部を次のように変更する。

別表第2中

「
総合科学部1号館
」

を

「
総合科学部1号館
(H31.3除却)
」

に、

「
ボンベ庫2
ボンベ庫
」

を

「
ボンベ庫 2
ボンベ庫
(H24. 6 除却)
」

に、「除去」を「除却」に、

「
旧図書室
」

を

「
旧図書室
(H27. 12除却)
」

に、

「
第 1 合同部室
」

を

「
第 1 合同部室
(H31. 3 除却)
」

に、

「

第7合同部室
第8合同部室
第9合同部室
第10合同部室

」

を

「

第7合同部室 (H31. 3 除却)
第8合同部室 (H31. 3 除却)
第9合同部室 (H31. 3 除却)
第10合同部室 (H31. 3 除却)

」

に、

「

医学部合同部室
医学部課外活動部室

」

を

「

医学部合同部室 (H18.11除却)
医学部課外活動部室 (H18.11除却)

」

に、「文化交流センター・創造都市研究科梅田サテライト」を「文化交流センター・梅田サテライト」に改める。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市及び大阪府が公立大学法人大阪に対し出資した資産の現況を明らかにするため、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

公立大学法人大阪定款（抄）

別表第2（第25条関係）

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (㎡)
建物	省 略	総合科学部1号館 (H31.3 除却)	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	ボンベ庫2	省 略
同	省 略	ボンベ庫 (H24.6 除却)	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	4号館ポンプ室 (H25.9 除去) 除却	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	図書室 (H25.9 除去) 除却	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	旧図書室 (H27.12 除却)	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	第1合同部室 (H31.3 除却)	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

同	省 略	第7合同部室 (H31.3除却)	省 略
同	省 略	第8合同部室 (H31.3除却)	省 略
同	省 略	第9合同部室 (H31.3除却)	省 略
同	省 略	第10合同部室 (H31.3除却)	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	医学部合同部室 (H18.11除却)	省 略
同	省 略	医学部課外活動部室 (H18.11除却)	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
同	省 略	文化交流センター・ <u>創造</u> 都市研究科梅田サテライ ト	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3-4 省 略